

群馬県高等学校PTA連合会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、群馬県高等学校PTA連合会（以下「本会」という。）と称する。

(組 織)

第2条 本会は、群馬県内の公立高等学校PTA・中等教育学校PTA及び高等部を置く特別支援学校PTA（以下「高等学校PTA」という。）を加盟単位として組織する。

2 本会は、関東地区、全国高等学校PTA連合会の会員となる。

(目 的)

第3条 本会は、高等学校PTAの健全な発展と青少年の健全育成につとめ、単位PTA（各加盟校PTAをいう。以下同じ。）相互間の連絡提携を密にし、高等学校教育の振興をはかることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) PTA事業の研究並びに活動の推進に関すること
- (2) 教育関係諸団体との提携
- (3) 群馬県高等学校保護者連絡会との連絡提携
- (4) その他本会目的達成のために必要な事業

第2章 役 員

(役員の種類と定数)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 7名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 役員は、役員候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）の推薦により総会において選任する。

2 役員に欠員が生じたときは、前項の規程にかかわらず、理事会の承認を経て補充することができる。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
- (3) 理事は理事会に出席して会務を審議する。
- (4) 監事は会務の執行及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。

- 2 補充により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、後任者が就任するまでは、その職にある者とする。

(事 務 局)

第9条 本会に次の事務局を置く。

群馬県高等学校PTA連合会事務局と称し、所在地は会長の指定する場所とする。

- 2 事務局には会長の委嘱する次の職員を置き、庶務・会計等の事務に当たる。
事務局長・事務局次長・事務局員

(顧 問)

第10条 本会に必要なに応じて顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の推薦により総会において承認する。

- 3 顧問は会長の諮問にこたえ、または必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

第3章 会 議

(総 会)

第11条 総会は毎年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- 2 総会は単位PTAの代表者2名をもって構成する。
- 3 総会の議決は、出席者の過半数の賛成による。
- 4 総会に付議する事項は次のとおりとする。
 - (1) 事業並びに決算の承認
 - (2) 事業計画並びに予算の承認
 - (3) 役員を選任
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他、本会の運営に関する必要な事項

(理 事 会)

第12条 理事会は必要に応じて会長が招集する。

- 2 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、会の運営全般について協議する。

(本部役員会)

第13条 本部役員会は第5条に定める者(理事を除く)をもって構成し、緊急事項を審議・処理するほか、理事会に提出する案の作成を行う。

- 2 本部役員会は会長が招集し、議長は会長があたる。

(推薦委員会)

第14条 推薦委員会は毎年1回開催し、必要に応じて臨時推薦委員会を開くことができる。

- 2 推薦委員会は、会長・副会長・校長理事をもって構成し、次年度役員を選考し、理事会の議決を経て総会に提出する。

第4章 会 計

(経 費)

第15条 本会の経費は、会費及び負担金並びに補助金その他の収入をもってこれにあてる。

(会費・分担金)

第16条 本会の会費及び分担金は単位PTAが負担し、全日制生徒一人につき130円の会費と単位PTA2,000円の分担金を、毎年6月末日までに納入するものとする。

ただし、定時制生徒については全国正会員としての加盟費一人(20円)を納めるものとする。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 表 彰

(表 彰)

第18条 本会は、PTA活動を通して、社会教育の発展に貢献した個人に対し、表彰を行う。

- 2 本会の表彰規定は別に定める。

第6章 雑 則

(補 則)

第19条 この会則で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

- 附則
- 1 本会則は平成元年6月9日から施行する。
 - 2 平成8年4月1日一部改定
 - 3 平成10年4月1日一部改定
 - 4 平成17年6月17日一部改定
 - 5 平成19年6月8日一部改定
 - 6 平成25年6月8日一部改定